

早来工管株式会社の最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号
名称 代表取締役 小松 稔明
- (2) 申請年月日 令和3年(2021年)11月1日
- (3) 施設の設置場所 勇払郡安平町早来新栄20-1、20-2、21-1、早来北町1-3
- (4) 施設の種類 施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
施行令第7条第14号ハ 管理型最終処分場
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、廃油(タールピッチに限る。)、廃プラスチック類(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含み、燃え殻、汚泥、鋳さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む、廃石綿等。
- (6) 施設の処理方式 陸上埋立及び準好気性埋立
- (7) 施設の処理能力 面積 147,312㎡(+28,808㎡)
容量 1,280,523㎥(+258,196㎥)

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
地目は山林及び雑種地で周囲の現況は農地及び山林である。また、当該申請地は都市計画法の市街化調整区域である。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺500m以内に人家は4軒あり、最寄りの人家は申請地北方向約200mに位置する。
- (3) 生活環境の状況(利水状況など)
放流水等が流入する水系(安平川)には水道水源の立地はない(安平町の水道水源はトキサラマップ川)。また予定地周辺1km以内の範囲において、地下水の飲用、湧水地点はない。
廃棄物運搬車両は国道234号線を経由し富岡東遠浅線を使用するケースと、主要道道千歳鵜川線を経由し富岡東遠浅線を使用するケースの2通りがある。

3 当該地域における廃棄物処理状況

- (1) 周辺の処理施設
申請地に隣接して申請者の既存の安定型最終処分場が設置されている。また、同一事業

場内には申請者の産業廃棄物収集運搬業積替保管場所がある。

(2) 廃棄物処理の動向

胆振管内に現在稼働中の安定型最終処分場は申請者の既存施設も含めて17箇所、管理型最終処分場は12箇所、安定型及び管理型最終処分場は12箇所、遮断型最終処分場は3箇所設置されている。申請者の施設において道内の工事現場、各事業場から排出される産業廃棄物の最終処分が行われている。既存安定型最終処分場は昭和60年(1985年)5月に設置され、容積は160,625^m、現在の残存容積は約54,957^mとなっている。(令和2年(2020年)9月末時点)

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

令和3年(2021年) 月 日()から 月 日()まで ※(調整中)

(2) 市町村長の意見

令和3年(2021年) 月 日()まで ※(調整中)

(3) 利害関係者の意見

令和3年(2021年) 月 日()まで ※(調整中)

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立、焼却、破砕、中和、脱水、肥料の製造の許可を取得している。(令和3年11月時点。)

また、特別管理産業廃棄物処分業では、埋立、焼却、中和、硫化・中和、還元・中和、コンクリート固型化、シアン分解の許可を取得している。(令和3年11月時点。)

その他に、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、の許可を取得している。

(2) 申請者への立入検査

令和3年(2021年)10月6日に設置予定場所の現地調査を実施し、事業計画書添付図面と現況が異なるため図面を修正して施設許可申請を行うよう指示した(許可申請の図面は現況の図面が添付された)。申請者事業場に対する立ち入り調査は直近では令和3年(2021年)6月7日に実施している。

(3) 申請者への不利益処分の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町村との協議状況

令和3年(2021年)7月9日現在、地元自治体である安平町との間で、今回の変更許可申請に関する公害防止協定は未締結である(現行許可(H23.5.26)に関する公害防止協定はH21.6.11に締結済み)。また、地元の早来南部地区環境対策協議会と公害防止協定につ

いては未締結であるが、同協会から施設増設についての同意書は得ている（現行許可（H23. 5. 26）に関する公害防止協定は H21. 5. 15 に締結済み）。

（2）他法令の規制

林地開発許可について胆振総合振興局産業振興部林務課と協議中。